

1	「こどもまんなか熊本・実現計画」（具体施策編）案たたき台	
2	第1 はじめに.....	1
3	第2 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項.....	3
4	1 ライフステージに応じた支援.....	3
5	（1）ライフステージを通じた支援.....	3
6	（2）こどもの誕生前から幼児期までの支援.....	11
7	（3）学童期・思春期の支援.....	13
8	2 若者の夢が実現できる環境整備.....	22
9	（1）高等教育の修学支援、高等教育の充実.....	22
10	（2）就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み.....	23
11	（3）魅力的な地域づくり等.....	24
12	（4）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実.....	25
13	3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援.....	25
14	（1）結婚支援.....	25
15	（2）不妊治療等の支援.....	26
16	（3）出産支援と産後等の支援.....	26
17	4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援.....	29
18	（1）子育てや教育に関する経済的負担への対応.....	29
19	（2）地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築.....	30
20	（3）安心して働ける職場環境づくり等.....	31
21	（4）ひとり親家庭への支援.....	33
22	5 特に支援が必要なこどもへの支援.....	34
23	（1）こどもの貧困対策.....	34
24	（2）障がい児支援・医療的ケア児等への支援.....	36
25	（3）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援.....	38
26	（4）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み.....	42
27	第3 こども施策を推進するために必要な事項.....	46
28	1 こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映.....	46
29		
30	2 こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援.....	48
31	3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成.....	50
32	4 その他のこども施策の共通の基盤となる取組み.....	51
33	別紙 「こどもまんなか熊本・実現計画」の施策の進捗状況を検証するための指標.....	54
34		
35		

第1 はじめに

令和7年（2024年）3月●日、こども基本法に基づき、計画の基本方針編が策定されました。基本方針編は、熊本県におけるこども施策の基本的な方針等を定めるものであり、次のように定められています。

（県の取組み）

「こどもまんなか熊本」推進本部において、基本方針編に基づき具体的に取り組む施策を具体施策編として取りまとめます。熊本県子ども・子育て会議において、施策の実施状況や本計画に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、「こどもまんなか熊本」推進本部において、毎年秋頃を目途に具体施策編の改訂版の中間整理を行い、関係部局の予算要求等に反映するとともに、春頃を目途に改訂版を公表します。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図ります。

具体施策編の実施状況とその効果、基本方針編に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、基本方針編を見直します。

これを踏まえ、「こどもまんなか熊本」推進本部会議において、基本方針編に掲げられた以下の6本の柱を基本的な方針とし、具体施策編を取りまとめます。

- ①（全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする）
- ②（家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする）
- ③（こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする）
- ④（こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する）
- ⑤（関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う）
- ⑥（県民とともに未来を創る）

また、基本方針編はおおむね5年後を目途に見直しをすることとされていますが、具体施策編は毎年改定し、関係部局の予算要求等に反映することとされています。そのため、おおむね5年程度を見据えた基本方針編に対し、具体施策編は、当該年度に実施する施策を中心に取りまとめます。

なお、具体施策編に含まれる内容は、以下のとおりです。

①本文

基本方針編の「第3 『こどもまんなか熊本』の実現に向けた重要事項」及び「第4 こども施策を推進するために必要な事項」について、具体的に取り組む施策を記載しています。

各項目について、まず基本方針編の記載を枠囲みで記載した上で、それに紐づく主な取組みを列挙しています。

1 ②指標

2 本文に記載した施策について、進捗状況を検証するための指標を、本文の記載順に沿っ
3 て、別紙として取りまとめました。熊本県子ども・子育て会議において指標等を検証・評価
4 し、その結果を踏まえて具体施策編を改定し、継続的に施策の点検と見直しを図ることで、
5 こども施策のPDCAの推進に活用します。
6

第2 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項

1 ライフステージに応じた支援

(1) ライフステージを通じた支援

ア こども・若者の権利の擁護

(こども・若者が大切にされている実感を持てる社会)【総務部/健康福祉部/環境生活部/教育庁】

こども・若者がキラキラ輝くためには、こども・若者が大切にされている実感を持てる社会であることが重要です。

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知します。

こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

<具体的な取組み>

●人権・同和教育啓発対策研修費補助【子ども未来課】

●子どもの権利擁護推進事業【子ども家庭福祉課】

●熊本県子ども人権フェスティバル事業【人権同和教育課】

(おとなを対象とした人権啓発活動の推進等)【総務部/健康福祉部/環境生活部/教育庁】

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者に必要なサービスと情報を届けるため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進します。また、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く県民に周知します。

<具体的な取組み>

●各種人権教育研修事業【人権同和教育課】

●人権教育促進事業【人権同和教育課】

イ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

（遊びや体験活動の推進）【総務部/健康福祉部/環境生活部/商工労働部/観光文化部/農林水産部/土木部/教育庁】

市町村、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等と連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、県立青少年教育施設の利用促進など地域資源を生かした遊びや体験の機会・場を計画的に創出します。

その一環として、こどもを持たないことを希望する学生生徒にその理由を聞くと「自信がない・育て方がわからない」が最多であったことや、こどもの健やかな成長にもつながることも踏まえ、こどものころから自分より小さなこどもと触れ合う経験ができるよう支援します。

また、小さい頃からの命の大切さ等の動物愛護精神を養うことが必要なため、命の教育の一環として、学校や教育委員会と連携し動物愛護センターでの動物愛護教育、学校への出前講座等を実施します。

こどもたちに食の重要性を認識してもらうため、食育を戦略的に進めます。地産地消による高品質な学校給食等を提供することにより、幼い頃から味覚を育て、郷土の食への愛着と誇りを育成します。

さらに、こどもの農林漁業体験を推進し、人間と自然が共存する営みへの理解、食の生産者への関心を深めるほか、こどもが自然に接する機会が少なくなっている中、森林環境教育を実施し、こどもの森林・林業への理解を育みます。こうした動きを県外や熊本都市圏との都市農村交流につなげることは、今の都会っ子にはない「ふるさと」を熊本に見つけてもらう「こどもからの関係人口¹」の創出にもつながります。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠です。読書習慣の定着、熊本の文学・歴史を学ぶ機会の確保に加え、こどもが本に親しむことができるよう「熊本県立図書館」、「くまもと文学・歴史館」及び「こども本の森 熊本」など図書館の蔵書の充実や、電子図書館の利用促進を図るなどサービスを充実します。

地域や成育環境によって体験活動の機会にできるだけ格差が生じないように努めます。

<具体的な取組み>

●熊本県芸術文化祭推進事業【観光文化政策課】

●ロアッソ熊本によるサッカー普及振興事業【スポーツ交流企画課】

●博物学関係資料活用・学習支援事業【観光文化政策課（博物館ネットワークセンター）】

●博物館ネットワーク推進事業【観光文化政策課（博物館ネットワークセンター）】

●未来につなぐふるさと応援事業【むらづくり課】

●くまもとの森林環境教育推進事業【林業振興課】

●未来の漁村を支える人づくり事業【水産振興課】

●未来につなぐ森づくり事業【森林保全課】

¹ こどもの頃から様々な体験活動等を通じて、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者をいいます。

- 1 ●都市農村交流事業【むらづくり課】
- 2 ●ふるさとの食継承・活用推進事業【むらづくり課】
- 3 ●鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業【むらづくり課】
- 4 ●フードバレー構想推進事業【流通アグリビジネス課】
- 5 ●稼げる水産業づくり推進事業【水産振興課】
- 6 ●くまもとアートポリス推進費【建築課】
- 7 ●建築技術者担い手育成【営繕課】
- 8 ●下水道に関する普及啓発【下水環境課】
- 9 ●ダムに関する見学会【河川課】
- 10 ●土砂災害防止等に関する普及啓発【砂防課】
- 11 ●いきいき芸術体験教室【文化課】
- 12 ●体験学習事業費【文化課（装飾古墳館）】
- 13 ●熊本教育の日 親子無料デー【文化課（美術館）】
- 14 ●子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業【体育保健課】
- 15 ●くまもとスポーツ振興事業【体育保健課】
- 16 ●熊本武道館管理運営費【体育保健課】
- 17 ●県立総合体育館管理運営費【体育保健課】
- 18 ●運動公園管理運営費【体育保健課】
- 19 ●総合射撃場管理運営費【体育保健課】
- 20 ●藤崎台県営野球場管理運営費【体育保健課】
- 21 ●肥後っ子がやき推進事業【義務教育課】
- 22 ●幼児教育推進体制の充実・活用強化事業【義務教育課】
- 23 ●子供の読書活動推進支援事業【社会教育課】
- 24 ●こども本の森 熊本の運営及び充実【社会教育課（図書館）】
- 25 ●くまもと文学・歴史館の運営及び充実【社会教育課（図書館）】
- 26 ●管理運営費【社会教育課（図書館）】
- 27 ●主催事業【社会教育課（図書館）】
- 28 ●保育士人材確保事業【子ども未来課】
- 29 ●動物愛護推進事業【健康危機管理課】
- 30 ●県立青少年教育施設の利用促進【社会教育課】
- 31 ●こどもキラキラ商店街支援事業【商工振興金融課】

32
33 (生活習慣の形成・定着)【総務部/健康福祉部/教育庁】

34 こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、これまでに引き続き「くまもと
35 早ね・早おきいきいきウィーク」を実施します。

36 乳幼児期のむし歯予防を推進するため、市町村や保育施設における歯磨き・適切な食生活習
37 慣についての歯科保健指導の増加やフッ化物応用等の取組みを進めます。

38 今後、乳幼児健診の機会を活用した「親の学び」講座を新たに実施するなどして保護者への
39 幅広い働きかけを積極的に行うとともに、就学前施設、学校、家庭及び地域が連携して、幼少

期からの基本的な生活習慣づくりの取組みの充実を図ります。

＜具体的な取組み＞

- 子どもの食育推進事業【子ども未来課】
- 地産地消をはじめとした食育の推進事業【健康づくり推進課】
- 「親の学び」推進事業【社会教育課】
- 「くまもと早ね・早おきいきいきウィーク」関係【義務教育課】
- むし歯予防対策事業【健康づくり推進課】

（こども・若者が活躍できる機会づくり）【知事公室/総務部/企画振興部/環境生活部/商工労働部/観光文化部/教育庁】

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流、グローバル人材育成を推進します。

県内の博物館・美術館について、学芸員の質の高い活動を支援し、おとなからこどもまで楽しめる展示を充実させるとともに、県内各地での展示を推進します。

持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、水俣病問題等を通じた環境教育など、持続可能な開発のための教育（E S D）を推進します。

理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、S T E A M教育²等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者を育成します。

特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働のもと、応援します。

海外から帰国したこども・若者やT S M Cの進出等に伴い増加している外国人住民のこども・若者について、就学支援や日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進します。特に、日本語指導が必要な児童生徒の教育環境の充実に向けて、小・中・高等学校等における児童生徒の支援体制の強化に努めます。

熊本の豊かな環境を持続可能な形で将来の世代に引き継いでいくため、個人、事業者、団体、行政など、あらゆる主体がそれぞれの役割を担い、お互いに信頼関係を持ちながら、連携・協力して環境問題に取り組みます。

＜具体的な取組み＞

- 熊本県多文化共生支援事業【国際課】

² Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科横断的な教育をいいます。S T E A MのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲（Liberal Arts）で定義し、推進することが重要とされています。

- 1 ●私立学校教育改革推進事業費補助【私学振興課】
- 2 ●国際教育支援事業【私学振興課】
- 3 ●くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業【観光文化政策課】
- 4 ●子ども芸術文化活動支援事業【観光文化政策課】
- 5 ●博物館関連資料活用、学習支援事業【観光文化政策課（博物館ネットワークセンター）】
- 6 ●博物館ネットワーク推進事業【観光文化政策課（博物館ネットワークセンター）】
- 7 ●グローバルジュニアドリム事業【くらしの安全推進課】
- 8 ●被災文化財復旧情報発信事業【文化課】
- 9 ●文化財保護事業【文化課】
- 10 ●鞠智城跡管理運営費【文化課（装飾古墳館）】
- 11 ●普及活動費【文化課（装飾古墳館）】
- 12 ●世界に羽ばたくグローバル人材育成事業【高校教育課/高校魅力化推進室】
- 13 ●専門高校生グローバルチャレンジ事業【高校教育課】
- 14 ●スーパーサイエンスハイスクール（SSH）推進事業【高校教育課】
- 15 ●外国人生徒受入支援事業【高校教育課】
- 16 ●英語検定チャレンジ事業【義務教育課】
- 17 ●英語教員の指導力向上事業【義務教育課】
- 18 ●海外留学促進事業【義務教育課】
- 19 ●ALT活用促進事業【義務教育課】
- 20 ●子供の読書活動推進支援事業【社会教育課】
- 21 ●私立学校人権同和教育事業補助【私学振興課】
- 22 ●地域の人づくり推進・支援事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- 23 ●水銀削減に関する普及啓発・情報発信【環境政策課】
- 24 ●有明海・八代海再生推進連携事業【環境立県推進課】
- 25 ●県民ゼロカーボン行動促進事業【環境立県推進課】
- 26 ●水保全協働推進事業【環境立県推進課】
- 27 ●エコアくまもと環境教育推進事業【循環社会推進課】
- 28 ●研修・人材育成・相談事業【人権同和政策課】
- 29 ●広報・啓発事業【人権同和政策課】
- 30 ●人権教育啓発資料調査研究委託事業【文化課】
- 31 ●理科教育等設備費【高校教育課】
- 32 ●道徳教育総合支援事業【義務教育課】
- 33 ●日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業【義務教育課】
- 34 ●理科教育総合推進事業【義務教育課】
- 35 ●熊本県子ども人権フェスティバル事業【人権同和教育課】
- 36 ●生物多様性くまもと戦略推進事業【自然保護課】
- 37 ●未来教育事業【私学振興課】
- 38 ●半導体認知度向上事業【商工政策課】
- 39 ●産業教育充実事業【高校教育課】

- 1 ●「夢への架け橋」進学支援事業【高校教育課】
- 2 ●県立高校半導体関連人材育成事業【高校教育課】
- 3 ●高等学校産業教育設備整備費【高校教育課】
- 4 ●高等学校芸術文化振興事業【文化課】
- 5 ●くまもと新時代競技力向上事業【体育保健課】
- 6 ●日本語指導推進事業【義務教育課】

7

8 （こども・若者の可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消）【総務部/健康福祉
9 部/環境生活部/商工労働部/農林水産部/教育庁】

10 こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校
11 教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。性
12 的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないもので
13 あるとの認識の下に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深
14 めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な
15 普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるよう努めます。

16 学校における男女共同参画教育を進めるため、中学生・高校生向けの学習資料を作成、配
17 布するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイア
18 ス）を持つことがないよう、男女共同参画社会づくりの意識や気運醸成を図ります。様々な
19 世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組みに関する啓発や情報発信を進
20 めます。

21

22 <具体的な取組み>

- 23 ●各種人権教育研修事業【人権同和教育課】
- 24 ●熊本県子ども人権フェスティバル事業【人権同和教育課】
- 25 ●人権教育促進事業【人権同和教育課】
- 26 ●くまもとの女性活躍促進事業【男女参画・協働推進課】
- 27 ●広報・啓発事業【人権同和政策課】
- 28 ●男女共同参画学習促進事業【男女参画・協働推進課】
- 29 ●ハッピーシェアウィークス【人事課】
- 30 ●女性が変わる未来の農業推進事業【担い手支援課】

31

32 ウ こどもたちが笑顔で育つ地域づくり【知事公室/企画振興部/健康福祉部/環境生活部/商
33 工労働部/観光文化部/農林水産部/土木部/教育庁/警察本部】

34

35 こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成するまちづ
36 くりを加速化します。

37 道路や公園などの公共空間を整備する際に、地域の実情に応じた必要な機能を確保すると
38 もに、誰もが利用しやすいかという観点に加え、特に、こども・若者や子育て世代の方にと
39 て利用しやすく、安全・安心で快適に過ごせるかという視点に立って、通学路を含めた道路の

安全対策や公共交通の利用環境改善、こどもの遊び場の整備とそのアクセスの確保、地域の賑わいにつながる親水性に優れた水辺空間の創出などの取組みを推進します。

こども・若者の快適な移動手段を確保するため、渋滞の解消や地域公共交通の維持・改善に取り組み、公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせた交通体系の最適化を進めます。

子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、県営住宅や民間の空き家を活用した子育てしやすい住まいづくりの推進など、住宅支援を強化します。

親子で参加できる、又はこども・若者が参加したくなる地域のイベントなどの取組みを推進します。

多目的アリーナや野球場、武道場等のスポーツ施設について、有識者による検討会議により検討を進め、県としての整備の方向性を決定します。

＜具体的な取組み＞

- くまもと未来づくりスタートアップ事業【地域振興課】
- 地域の縁がわづくり推進・支援事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- 地域福祉総合支援事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- やさしいまちづくり推進事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- 住まいの再建支援事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- 民生委員費【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- 道路施設保全改築費【道路保全課】
- 単県交通安全施設等整備事業費【道路保全課】
- 河川改修事業費【河川課】
- 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費【住宅課】
- 県営住宅における子育て世帯の優先入居の推進【住宅課】
- 公営住宅ストック総合改善事業費【住宅課】
- 空家等対策総合支援事業【住宅課】
- やさしさと夢あるまちづくり支援事業【建築課】
- 街路整備事業費【都市計画課】
- 単県街路促進事業費【都市計画課】
- 土地区画整理事業費【都市計画課】
- 都市公園整備事業費【都市計画課】
- 公園整備促進事業費【都市計画課】
- 熊本都市圏渋滞対策事業【都市計画課】
- 県有施設の整備【営繕課】
- 単県道路改築費（改良）【道路整備課】
- 道路改築費【道路整備課】
- 地域道路改築費【道路整備課】
- 交通安全施設等整備費（単独事業）【交通規制課】
- 交通安全施設等整備費（補助事業）【交通規制課】
- ロアッソ熊本によるサッカー普及振興事業【スポーツ交流企画課】

- スポーツ施設の在り方検討関係【スポーツ交流企画課】
- 国際バドミントン大会誘致促進事業【スポーツ交流企画課】
- 地方公共交通バス対策事業【交通政策課】
- 渋滞解消推進事業【交通政策課】

エ こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供

（プレコンセプションケアを含む成育医療に関する相談支援等）【総務部/健康福祉部/教育庁】

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組みを推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目ない支援体制を構築します。

誤解に基づくライフデザイン設計とならないようにするとともに、10歳代の予期しない妊娠をなくすため、学校と連携する等して高校生などの若い世代に対して、講演会等を通じて、性や生、ライフデザインに関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を行う等、ライフデザイン支援³を推進します。

妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテック⁴の利活用を通じた女性の健康への支援の検討を行います。

プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する課題分析、相談、人材育成等を進めます。

<具体的な取組み>

- プレコンセプションケア普及啓発推進事業【子ども未来課】
- 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業【子ども未来課】

（こどもの成長や発達に関する県民全体への普及啓発）【健康福祉部】

こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、県民全体の理解を深めるための普及啓発を促進します。

<具体的な取組み>

³ ライフデザイン支援は、自分自身の人生の選択肢として、学ぶことや働くことと併せて、結婚やこどもをもつことについて考える機会とその際に参考となる知識やロールモデルを提供し、自分が人生に何を望み、この先どういったことがハードルになるのかということに気づく機会をもたらすものです。また、結婚、妊娠・出産、子育てを望む方々の希望を実現する社会を目指していく上でも、重要な取組みです。

⁴ Female（女性）と Technology（テクノロジー）からなる造語であり、生理や更年期など女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するものです。

●こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進【子ども未来課】

(2) こどもの誕生前から幼児期までの支援

(幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン⁵の共有と関係取組みの推進)【健康福祉部/教育庁】

家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこどもの育ちを支える場を始めとして、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づき、社会の認識の共有を図りつつ、関係する取組みを推進します。これにより、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちがひとしく、切れ目なく保障されるよう取り組みます。

<具体的な取組み>

●肥後っ子ががやき推進事業【義務教育課】

●幼児教育推進体制の充実・活用強化事業【義務教育課】

●子育て家庭支援事業【子ども家庭福祉課】

●こんにちは赤ちゃん事業費等補助事業【子ども家庭福祉課】

●保育士人材確保事業【子ども未来課】

(地域の身近な場を通じた支援の充実)【総務部/健康福祉部/商工労働部】

希望する誰もが利用しやすい幼稚園・保育所・認定こども園の実現に向けて、待機児童対策に取り組む等、制度設計や環境改善を進めるとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域子育て支援拠点、保育所、認定こども園、幼稚園など地域の身近な場を通じた支援を充実します。特に、全ての家庭について、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、安心して子育てができるよう、熊本市と連携して、3歳未満のこどもを対象とする「こども誰でも通園制度」の試行実施で得た知見等を他市町村に共有する等して、同制度の試行実施・本格実施への対応を万全にします。

幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、必要に応じて利用につなげていきます。あわせて、病児保育の充実を図るとともに、こどもが病気の際には休暇を取れるよう、職場における休暇取得の気運を醸成します。

<具体的な取組み>

●地域の縁がわづくり推進・支援事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】

●地域福祉総合支援事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】

⁵ 令和5年(2023年)12月22日閣議決定。

- 多子世帯子育て支援事業【子ども未来課】
- 特別保育総合推進事業【子ども未来課】
- 子どものための教育・保育給付費【子ども未来課】
- 教育支援体制整備事業【子ども未来課】
- 地域子育て支援拠点事業【子ども未来課】
- 病児・病後児保育総合推進事業【子ども未来課】
- 私立幼稚園子育て支援事業【子ども未来課】
- 児童家庭支援センター事業【子ども家庭福祉課】
- こども誰でも通園制度の制度周知【子ども未来課】
- 熊本県ブライト企業推進事業【労働雇用創生課】

（幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中の円滑な接続）【知事公室/健康福祉部/教育庁】

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、こどもの主体的な活動を大切にした教育・保育の推進や保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の人材の確保、特別な配慮を必要とするこどもへの適切な対応、保育所等への指導・監査等により、幼児教育・保育の質の向上を図り、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。

また、性暴力の加害者、被害者にならないよう、幼児期から自分や相手の体を大切にできるように取り組みを推進します。

地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保等・小・中の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育、中学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

＜具体的な取り組み＞

- 児童福祉法施行事務費【子ども未来課】
- 私立幼稚園経常費助成費補助【子ども未来課】
- 保育協会団体補助【子ども未来課】
- 熊本県私立幼稚園連合会研修費補助【子ども未来課】
- 幼児教育推進体制の充実・活用強化事業【義務教育課】
- 教育支援体制整備事業（公立幼稚園）【義務教育課】
- 肥後っ子ががやき推進事業【義務教育課】
- 保育士人材確保事業【子ども未来課】
- 幼・保等、小、中連携セミナー【子ども未来課】
- 幼児教育推進体制の充実・活用強化事業【子ども未来課】

（３） 学童期・思春期の支援

ア 質の高い教育の推進

（家庭・地域の教育力の向上）【総務部/健康福祉部/教育庁】

家庭を基盤とし、社会全体でこどもの学びや成長を支えるため、「くまもと家庭教育支援条例」（熊本県条例第 88 号）に基づき、家庭教育を支援します。

また、地域の教育力向上に取り組むとともに、就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続に取り組めます。

<具体的な取組み>

●「親の学び」推進事業【社会教育課】

●幼・保等、小、中連携セミナー【義務教育課】

●幼児教育推進体制の充実・活用強化事業【義務教育課】

（安全・安心に過ごせる学校づくり①いじめへの対応）【総務部/教育庁/警察本部】

「熊本県いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止や早期発見・解消、相談・支援体制の充実に取組み、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない⁶」集団づくりや、相手の気持ちを考える態度などを育み、楽しいと感じる学校づくりを進めます。

１人１台端末等を活用した「心の健康観察」を実施し、いじめの早期発見、早期支援を推進するとともに、いじめの早期対応と解消に向け、いじめに関する情報集約担当者を校内に置き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して、相談・支援体制を充実させます。

また、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりに努めます。そのため、学校における言語環境を整えるとともに、ソーシャルスキルトレーニング、ストレス対処教育及びＳＯＳの出し方教育などの充実を図り、児童生徒の援助希求行動能力の育成に努めます。

さらに、規律ある態度のもと、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような取組を充実させるとともに、学校だけでは対応できない場合には、地域や警察等の関係機関と連携して、児童生徒の健全な育成に努めます。

<具体的な取組み>

●スクールソーシャルワーカー派遣事業【私学振興課】

●いじめ防止対策推進事業【学校安全・安心推進課】

●生徒指導支援事業【学校安全・安心推進課】

●スクールロイヤー活用事業【学校安全・安心推進課】

⁶ ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べています。

- ＳＣ活用事業【学校安全・安心推進課】
- ＳＳＷ活用事業【学校安全・安心推進課】
- スクールサポーター事業【生活安全企画課】

（安全・安心に過ごせる学校づくり②不登校への対応）【総務部/健康福祉部/教育庁】

近年、不登校児童生徒数は、増加の傾向が続いています。早期に対応することが重要であるため、「愛の１・２・３運動＋１（プラスワン）」として欠席１日目で電話連絡、２日目で家庭訪問、３日目以降は管理職や他の教員も加わった不登校対策委員会を開催するなど、組織的な対応を進めます。さらに「＋１（プラスワン）」として、欠席が１０日に達する前にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校内外の専門機関等と連携し、不登校の早期支援の充実を図り、その改善に努めます。

また、いじめへの対応と同様に「心の健康観察」により、不登校リスクの早期発見、早期支援を推進します。あわせて、教室外・学校外の学びの場の充実やＩＣＴの活用等により、全ての不登校児童生徒の学びの場の確保を行い、学びたいと思った時に学べる環境の整備に取り組めます。

<具体的な取組み>

- スクールソーシャルワーカー派遣事業【私学振興課】
- 子ども・若者総合相談センター事業
- 生徒指導支援事業【学校安全・安心推進課】
- 不登校支援・適応指導事業【学校安全・安心推進課】
- いじめ防止対策推進事業【学校安全・安心推進課】
- ＳＣ活用事業【学校安全・安心推進課】
- ＳＳＷ活用事業【学校安全・安心推進課】
- 不登校支援・適応指導事業【学校安全・安心推進課】
- 生徒の学習進度や興味・関心等に応じた学習支援【高校教育課】

（安全・安心に過ごせる学校づくり③人権教育の充実）【環境生活部/教育庁】

人権は、人が生まれながらにして持っている基本的な権利であり、最も尊重されるべきものです。

「熊本県人権教育・啓発基本計画」を踏まえ、県民一人一人が、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する共生の心を育み、物事を人権の視点で捉え、自分のこととして考え、行動できるような人権教育を総合的かつ計画的に推進します。

学校教育においては、「人権尊重の精神に立った学校づくり」を目指し、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていくよう努めます。そのため、教職員が人権の意義や内容、重要性を理解するとともに、部落差別（同和問題）、水俣病をめぐる人権、ハンセン病回復者及びその家族の人権、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害などの様々な人権問題を自分のこととして考え、実践的な行動力を持った児童生徒を育成する人権教育に取り組

みます。

社会教育においては、「人権尊重のまちづくり」を目指し、県民一人一人が人権について自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備を図ります。

＜具体的な取組み＞

- 私立学校人権同和教育事業補助【私学振興課】
- 日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業【義務教育課】
- 熊本県子ども人権フェスティバル事業【人権同和教育課】
- 各種人権教育研修事業【人権同和教育課】

（確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成）【観光文化部/教育庁】

児童生徒の可能性を引き出し、能動的に学ぶ力を身に付け、論理的思考力や創造性、課題発見・解決能力を育成することを目指し、授業の質を高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

地域や家庭環境に左右されず、質の高い学習環境を享受できるよう、ＩＣＴの活用や遠隔授業の推進等に取り組めます。

豊かな心の育成のため、道德教育を推進するとともに、社会貢献・参画意識の向上、文化や芸術との触れ合いによる豊かな感性の育成等に取り組めます。

健やかな体の育成のため、運動やスポーツに触れる機会を増やすとともに、県産食材を活用した学校給食の推進など食育の充実に取り組めます。

＜具体的な取組み＞

- 熊本県芸術文化祭推進事業【観光文化政策課】
- 道德教育総合支援事業【義務教育課】
- 子供の読書活動推進支援事業【社会教育課】
- 学校体育推進事業【体育保健課】
- 子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業【体育保健課】
- くまもとスポーツ振興事業【体育保健課】
- 部活動指導員配置事業【体育保健課】
- 学校体育団体育成事業【体育保健課】

（障がいや多様な教育的ニーズに応える）【健康福祉部/教育庁】

小中高校各段階に応じて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに学び育ちあうとともに、全ての児童生徒が、一人一人の可能性や持てる力を最大限に伸ばせる最適な場で豊かに学びあうインクルーシブ教育を市町村教育委員会等と連携して推進します。障がいのある児童生徒のさまざまな事情や増加する教育的ニーズに応える指導・支援を提供できるよう、ＩＣＴ環境や特別支援教育支援員の配置の充実、通級による指導の充実、特別支援学校の環境整備等の教育環境を充実させます。

1
2 <具体的な取組み>

- 3 ●特別支援学校非常勤配置費【学校人事課】
- 4 ●特別支援学校就学奨励費【学校人事課】
- 5 ●特別支援学校施設維持管理費【施設課】
- 6 ●特別支援学校施設整備事業【施設課】
- 7 ●特別支援教育環境整備事業【施設課】
- 8 ●特別支援教育充実事業【特別支援教育課】
- 9 ●特別支援教育総合推進事業【特別支援教育課】
- 10 ●医療的ケア児等支援事業【特別支援教育課】
- 11 ●県立特別支援学校管理運営費【特別支援教育課】

12
13 (キャリア教育の充実、グローバル人材の育成)【総務部/企画振興部/環境生活部/商工労働
14 部/観光文化部/農林水産部/教育庁】

15 こどもたちが社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付け、将来の自分の進
16 路を描くことができるようキャリア教育の充実を図り、地域社会で活躍できる産業人材の育
17 成に取り組めます。

18 外国語教育の充実や海外留学促進を図るとともに、国際的素養を身に付けることができる
19 よう「国際バカロレア教育」を導入するなど、熊本発のグローバル人材の育成に取り組ま
20 ます。

21 地域に誇りを持った熊本発のグローバル人材育成のため、地域の伝統や文化等に関する学
22 習等を通し、ふるさとを愛する心の醸成を行い、郷土に対する理解や愛着を深めます。

23
24 <具体的な取組み>

- 25 ●私立学校教育改革推進事業費補助【私学振興課】
- 26 ●国際教育支援事業【私学振興課】
- 27 ●熊本地域グローバル人材育成事業【企画課】
- 28 ●くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業【観光文化政策課】
- 29 ●グローバルジュニアドリーム事業【くらしの安全推進課】
- 30 ●くまもとの畜産業を守る獣医師獲得事業【畜産課】
- 31 ●新しい熊本農業のリーダーズ共創事業【担い手支援課】
- 32 ●被災文化財復旧情報発信事業【文化課】
- 33 ●文化財保護事業【文化課】
- 34 ●普及活動費【文化課(装飾古墳館)】
- 35 ●世界に羽ばたくグローバル人材育成事業【高校教育課/高校魅力化推進室】
- 36 ●専門高校生グローバルチャレンジ事業【高校教育課】
- 37 ●スーパーサイエンスハイスクール(SSH)推進事業【高校教育課】
- 38 ●外国人生徒受入支援事業【高校教育課】
- 39 ●英語検定チャレンジ事業【義務教育課】

- 英語教員の指導力向上事業【義務教育課】
- 海外留学促進事業【義務教育課】
- くまもと新時代を担うグローバル人材育成推進事業【義務教育課】
- A L T活用促進事業【義務教育課】
- 子供の読書活動推進支援事業【社会教育課】

（魅力ある学校づくり）【観光文化部/教育庁】

生徒の希望に応じた教育が受けられ、生徒の個性がキラリと光る、魅力ある県立高校づくりに取り組みます。

優れた才能や個性を伸ばすため、理数教育や国際教育の充実を図るとともに、スポーツや文化芸術分野で活躍する人材の育成に取り組みます。

部活動への地域のスポーツ・文化芸術の人材活用等、地域のさまざまなパートナーに参画いただき、学びの充実を図ることで魅力的な学校づくりを進めます。

県立高校同士の交流の場を充実させることで、多様な価値観に触れる機会を創出します。

<具体的な取組み>

- 博物館ネットワーク推進事業【観光文化政策課（博物館ネットワークセンター）】
- 地域と一緒に！キラリと光る県立高校魅力づくり事業【高校教育課】
- 企業との連携による特出した高校魅力化推進事業【高校教育課】
- 学級経営等支援事業【義務教育課】
- 県立高校魅力化きらめきプラン【高校教育課】

（こどもたちの学びを支える環境づくり）【総務部/教育庁】

厳しい環境に置かれている児童生徒への支援を強化し、奨学金の活用など、意欲に応じて誰もが教育を受けることができる環境を構築します。

教職員研修の充実や教職員を支援する人材の配置・体制の拡充とともに、B P R（業務の抜本改革）の手法を取り入れ、校務D Xを図り、こどもたちと向き合う時間の充実にもつながる働き方改革を推進します。

I C Tを活用した教育D Xの推進により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図ります。

県立学校施設長寿命化プランに基づき、建物の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの乾式化・洋式化やバリアフリー対策など、衛生、安全面にも配慮した誰もが使いやすい施設の整備を進め、魅力ある学校づくりを目指します。

<具体的な取組み>

- 私立高等学校等経常費助成費補助事業【私学振興課】
- 私立高等学校等経常費助成費補助事業（広域通信制）【私学振興課】
- 過疎私立高等学校対策費補助【私学振興課】
- 熊本県教育情報化推進事業【教育政策課/教育D X・働き方改革推進室】

- 熊本県公立学校情報機器整備事業【教育政策課/教育 DX・働き方改革推進室】
- 障がい者就労支援事業【学校人事課】
- 管理事務費【学校人事課】
- 小・中学校非常勤講師配置事業【学校人事課】
- 県立学校技師欠員等補充配置費【学校人事課】
- 教育サポート事業【学校人事課】
- 教員の指導力向上事業【学校人事課】
- 教職員人材育成事業【学校人事課】
- 初任者研修に係る非常勤講師配置（県立）【学校人事課】
- 免許事務費【学校人事課】
- 高等学校非常勤講師配置費【学校人事課】
- 高等学校施設維持管理費【施設課】
- 校舎新・増改築事業（単県）【施設課】
- 県立高等学校施設整備事業【施設課】
- 特別支援学校施設維持管理費【施設課】
- 特別支援学校施設整備事業【施設課】

（文化・スポーツの振興等）【教育庁】

地域に伝わる伝統文化や優れた芸術などに対する関心を高め、文化に親しむ環境づくりを推進するとともに、熊本が全国に誇る貴重な文化財の保存・活用に取り組みます。

スポーツに親しむことができる環境を創出するとともに、競技スポーツの競技力向上を図り、こどもたちに夢と希望を与えるトップアスリートの育成に取り組みます。

図書館機能の充実を図り、熊本の文学・歴史を学ぶ機会や本に親しむ機会を確保し、学習する機会の提供に取り組みます。

<具体的な取組み>

- 子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業【体育保健課】
- くまもとスポーツ振興事業【体育保健課】
- 体育団体運営費補助【体育保健課】
- 県民体育祭補助【体育保健課】
- 国民スポーツ大会【体育保健課】
- 九州地区国民スポーツ大会【体育保健課】
- 県営体育施設管理費【体育保健課】
- 県営体育施設整備事業【体育保健課】

（校則の見直し）【教育庁】

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいことから、今後も

学校や市町村教育委員会等に対してその旨を周知していきます。

<具体的な取組み>

●生徒指導支援事業【学校安全・安心推進課】

イ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育【総務部/環境生活部/健康福祉部/商工労働部/教育庁】

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達に程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図ります。

こども・若者の金融リテラシー向上を目指すため、金融経済教育の機会の提供に向けた取組みを推進します。

様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組めます。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組みを推進します。職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用します。こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組みます。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育の取組みを一層推進します。

こども・若者が、選挙制度や選挙の大切さを理解し、将来、有権者として主体的に自らの意思を政治に反映させる行動をとることができるように、市町村選挙管理委員会と連携して、選挙出前授業を実施します。選挙は、有権者の意思を政治に反映させる大切な機会ですが、投票率は低下傾向にあり、特に、若い世代の投票率は、他の世代に比べて低くなっています。選挙出前授業では、生徒会役員選挙などこども・若者にとって身近な意思決定の機会に合わせ、選挙の意義や重要性を自分のこととして学ぶ機会などを提供します。

<具体的な取組み>

●教育課程に関する研究協議会等【高校教育課】

●消費生活相談・啓発事業【消費生活課】

●食品ロス削減推進事業【消費生活課】

●保育士人材確保事業【子ども未来課】

●半導体認知度向上事業【商工政策課】

- 1 ●産業教育充実事業【高校教育課】
- 2 ●「夢への架け橋」進学支援事業【高校教育課】
- 3 ●高校生キャリアサポート事業【高校教育課】
- 4 ●県立高校キャリア教育充実事業【高校教育課】
- 5 ●県立高校半導体関連人材育成事業【高校教育課】
- 6 ●農業高等学校費（経常）【高校教育課】
- 7 ●農業高等学校費（臨時）【高校教育課】
- 8 ●水産高等学校費（経常）【高校教育課】
- 9 ●水産高等学校費（臨時）【高校教育課】
- 10 ●くまもと教育改革プログラム【高校教育課】
- 11 ●選挙啓発費・事務費（臨・人・物）【子ども未来課】

12

13 ウ 居場所づくり 【健康福祉部/教育庁】

14

15 その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立
16 って、こども・若者、子育て当事者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

17 その際、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂
18 （地域食堂）や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育
19 施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

20 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよ
21 う、全ての児童に様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子供教室の設置促進や放課後
22 のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童
23 クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消と「小1の壁」「小4の壁」の克服を図
24 るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等
25 の放課後児童対策に取り組みます。

26

27 <具体的な取組み>

- 28 ●地域の縁がわづくり推進・支援事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- 29 ●地域福祉総合支援事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- 30 ●子ども・子育て支援事業支援計画推進事業【子ども未来課】
- 31 ●こどもの居場所づくり支援事業【子ども家庭福祉課】
- 32 ●地域学校協働活動推進事業
- 33 ●児童健全育成事業（研修等）【子ども未来課】
- 34 ●放課後児童クラブ施設整備事業【子ども未来課】
- 35 ●放課後児童健全育成事業【子ども未来課】
- 36 ●放課後居場所緊急対策事業【子ども未来課】
- 37 ●地域学校協働活動推進事業【社会教育課】
- 38 ●放課後子供教室の設置促進【社会教育課】

39

エ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等 【健康福祉部/教育庁】

重篤な小児救急患者等に 24 時間体制で対応するため、小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院の整備の支援など、小児救急医療体制の充実を図るとともに、子ども医療電話相談事業（#8000）の実施により、夜間・休日の子どもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。

小児医療体制の課題や必要な取組みを検討するため、小児医療体制検討会議等を開催するとともに、小児医療に係る周産期医療等の関係機関との連携を強化します。加えて、新生児集中治療室（NICU）退院児等の在宅移行の支援等においては、小児在宅医療支援センター等が中心となり、中核となる病院、市町村との連携を図ります。

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

こども・若者が、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、思春期保健教育や性と健康に関する普及啓発・相談支援を進めます。

予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進めます。

こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や学校薬剤師等による薬物乱用防止教育など、学校保健を充実します。

＜具体的な取組み＞

●歯科保健推進事業【健康づくり推進課】

●予防接種広域化事業【健康危機管理課】

●予防接種対策事業費【健康危機管理課】

●ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関【健康危機管理課】

●子ども医療費助成事業【子ども未来課】

●未熟児養育医療費助成事業【子ども未来課】

●小児慢性特定疾病対策事業【子ども未来課】

●小児医療対策事業【医療政策課】

●こども総合療育センター 管理運営費【こども総合療育センター】

●地域療育総合推進事業【障がい者支援課】

●発達障がい者支援体制整備事業【障がい者支援課】

●発達障がい者支援センター事業【障がい者支援課】

●プレコンセプションケア普及啓発推進事業【子ども未来課】

●エイズ予防対策費【健康危機管理課】

- 熊本県学校保健会補助【体育保健課】
- 学校医・学校歯科医・薬剤師等の設置【体育保健課】
- 健康教育推進事業【体育保健課】
- 県立学校施設管理事業【体育保健課】
- 薬物乱用教室関係【薬務衛生課】

2 若者の夢が実現できる環境整備

(1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実【総務部/商工労働部/農林水産部/教育庁/労働委員会】

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施します。

県立の高等教育機関⁷に進学した若者が、組織的・体系的な質の高い教育を受けることができ、主体的な学修を進められるよう、県立の高等教育機関において教育内容・方法の改善を進めます。

在学段階から職業意識の形成支援や労働関係法令の教育等を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進します。

大学等における学生の自殺対策などの取り組みや、障がいのある学生への支援を推進します。

青年期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取り組みを促します。

<具体的な取り組み>

- 高等教育修学支援事業【私学振興課】
- 私立専修学校高等課程教育費助成【私学振興課】
- 職業実践専門課程運営費補助【私学振興課】
- 文科省高等教育の修学支援制度に係る入学料・授業料減免【農業大学校】
- くまもと林業大学校人財づくり事業【林業振興課】
- くまもとの畜産業を守る獣医師獲得事業【畜産課】
- 育英資金貸付金（大学貸与）【高校教育課】
- 保育士修学資金貸付等事業費補助（県負担分）【子ども未来課】
- くまもと農業教育高度化事業【農業大学校】
- プロ経営者研修緊急育成高度化事業【農業大学校】
- 委員会・事務局運営費【労働委員会事務局】
- 自殺予防等対策推進事業【障がい者支援課】

⁷ 熊本県立大学、県立技術短期大学校、県立高等技術専門校、県立農業大学校、くまもと林業大学校を指します。

1 (2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み

3 (若者の県内就労・就業促進)【総務部/商工労働部/農林水産部/土木部/教育庁】

4 ジョブカフェやジョブカフェ・ランチにおいて、仕事を探している若者一人一人に合わ
5 せた細かな支援を行うことで、若者の正社員としての就労につなげていきます。また、若者
6 を正社員として採用した実績や多様な働き方の支援策、育児・介護に関する事業所独自の取
7 組みを評価するブライト企業認定制度の普及や、ハローワークや地域若者ステーション等と
8 の連携により、若者が県内で働くことに希望を持てるように努めます。

9 産業界との連携やコーディネーター等を配置することにより、高校と県内企業間の関係強
10 化や、相互の求人・求職情報を共有する仕組みの構築などを進めます。

11 生徒や保護者の県内企業に関する理解促進を図り、生徒が地元で働くことに希望を持てる
12 ように努めるとともに、社会生活への円滑な移行等の取組みを進めます。

13 また、農林畜水産業を志す若者に対しては、各分野における新規就業を支援する機関等と
14 連携し、相談・研修・就業・定着の各段階において、必要なノウハウの提供や資機材導入助
15 成等きめ細かな支援を行います。

16
17 <具体的な取組み>

- 18 ●熊本県ブライト企業推進事業【労働雇用創生課】
- 19 ●くまもと県内就労応援事業【労働雇用創生課】
- 20 ●ジョブカフェ関連事業【労働雇用創生課】
- 21 ●熊本県地域無料就労相談窓口運営事業【労働雇用創生課】
- 22 ●「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業【商工政策課】
- 23 ●くまもと暮らし応援事業【地域振興課】
- 24 ●建設産業担い手確保・育成事業【監理課】
- 25 ●農業次世代人材投資事業【担い手支援課】
- 26 ●新規就農者育成総合対策事業【担い手支援課】
- 27 ●新しい熊本農業のリーダーズ共創事業【担い手支援課】
- 28 ●くまもと農業経営・就農・継承支援事業【担い手支援課】
- 29 ●ノウフク推進活動事業【担い手支援課】
- 30 ●中高年就農支援事業【担い手支援課】
- 31 ●自伐林家等育成対策事業【森林整備課】
- 32 ●豊かな森林づくり人材育成事業【林業振興課】
- 33 ●未来の漁村を支える人づくり事業【水産振興課】

34
35 (移住・定住支援、企業誘致、創業支援等)【企画振興部/商工労働部/土木部】

36 市町村等との緊密な連携のもと、熊本に魅力を感じている人たちに向けて、働く場の確保
37 を含めた総合的な移住・定住施策をワンストップで積極的に展開します。特に、若者、中
38 も女性が県外に流出していることを踏まえ、本県において若者や女性が活躍できる環境を整
39 備することが必要であり、分厚い中間層の形成に向けて、持続的に若い世代の所得が向上

し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくために多彩なジャンルの企業誘致や若者の創業支援等の取組みを支援していきます。このうち、若者の創業支援に関しては、起業家として活躍する移住・定住者が新たな産業の創出、地域課題の解決等において果たす重要な役割を踏まえ、起業含みで大都市からの移住・定住を検討する人に熊本を選んでもらえるような、魅力的な起業家支援も実施します。

県内の制度参加企業等に就職した若者の奨学金返還や赴任費用等を企業等と県が2分の1ずつ負担して支援する「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度」（くま活サポート）を引き続き活用して、県内で働きたい若者を支援します。

＜具体的な取組み＞

- 移住・起業支援事業【地域振興課】
- 創業・新分野進出推進事業【産業支援課】
- ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業【商工政策課】
- くまもとの女性活躍促進事業【男女参画・協働推進課】
- 企業立地促進費補助【企業立地課】
- 空家等対策総合支援事業【住宅課】

（雇用と経済的基盤の安定のための取組み）【商工労働部】

賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、希望する非正規雇用労働者の正規化や働きに応じた公正な処遇を推進します。併せて、その実現を下支えするためにも、県内企業の生産性向上や価格転嫁等の取組みを支援します。

＜具体的な取組み＞

- ジョブカフェ関連事業【労働雇用創生課】
- 熊本県地域無料就労相談窓口運営事業【労働雇用創生課】
- 価格転嫁の円滑化推進事業【商工政策課】
- 中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業【商工振興金融課】
- シンカ企業創出推進事業【産業支援課】

（3） 魅力的な地域づくり等【知事公室/企画振興部/商工労働部/農林水産部】

熊本が大好きな子どもたちが、熊本で暮らし続けられるとともに、一旦県外に出た出身者が喜んで故郷に帰ってこられるよう、県内各地で子ども・若者にとって魅力的な地域づくりを推進します。

その一環として、こどもまんなか応援サポーター⁸に就任しているくまモンが、これまで以

⁸ 子どもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等をいいます。

上にイベント等への出演を通じて子ども・若者に直接的に働きかけるとともに、SNS等を活用した情報発信を行い、熊本に住み、子育てをすることの良さを県内外、ひいては海外へ向けてアピールしていきます。

国に対して、人口戦略を国政中核的課題と位置づけ、人口戦略を不退転の決意で総合的に推進する組織や態勢を整えるよう、引き続き求め続けます。

<具体的な取組み>

- くまモンTV等SNS発信事業【くまモン課】
- くまもと未来づくりスタートアップ事業【地域振興課】
- 中山間地域総合支援対策事業【むらづくり課】

(4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実【健康福祉部/教育庁】

子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知します。

悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるよう情報等を周知します。

<具体的な取組み>

- 地域共生社会推進事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- 子ども・若者総合相談センター事業
- 生徒指導支援事業【学校安全・安心推進課】
- 「親の学び」推進事業【社会教育課】
- ひきこもり支援推進事業【社会福祉課】
- 自殺予防等対策推進事業【障がい者支援課】

3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

(1) 結婚支援【健康福祉部】

婚活イベントの開催や、結婚の決断を後押しする結婚相談窓口・結婚情報発信の充実、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援等により、婚活・結婚を重点的に支援します。

<具体的な取組み>

- 熊本県結婚・応援サイト「hapiモン」の運営管理【子ども未来課】

- 「くまもとスタイル」子育て推進事業【子ども未来課】
- 「くまもとスタイル」結婚推進事業【子ども未来課】
- 少子化対策総合交付金事業【子ども未来課】

(2) 不妊治療等の支援【健康福祉部/商工労働部】

不妊治療に対する費用助成など不妊症や不育症の治療に係る支援を充実させるとともに、仕事と不妊治療の両立など妊娠や出産に伴う悩み、こどもを迎えたいと願った際に直面する悩みに対応する相談体制・情報提供を強化するほか、企業・団体に対して不妊治療と仕事の両立をしやすい環境の整備について好事例や支援制度の周知を行いながら働きかけていきます。また、不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図ります。

<具体的な取組み>

- 不妊対策事業【子ども未来課】
- 少子化対策総合交付金事業【子ども未来課】
- 「くまもとスタイル」子育て推進事業【子ども未来課】

(3) 出産支援と産後等の支援

(周産期医療体制の充実)【健康福祉部】

県内どこでも安心して出産できる環境づくりを推進するため、産科医師等の確保・育成に継続的に取り組むとともに、ICTの活用や医療機関間の連携強化等を進め、総合的な周産期医療体制を充実させます。

具体的には、限られた医療資源の中で周産期医療体制を維持していくため、周産期医療協議会⁹の開催、周産期母子医療センター¹⁰等への緊急連絡用の専用携帯電話の配備及びくまもとメディカルネットワーク¹¹の活用等により、周産期母子医療センター、地域周産期中核病院¹²と地域の産科医療施設等との更なる連携強化を推進します。

また、低出生体重児や極低出生体重児の出生を減少させるため、産科・歯科医療機関及び行政が連携して行う「熊本型早産予防対策」に取り組む市町村を拡大するとともに、妊娠中の健康管理を徹底するため、妊婦等への禁煙や歯周病予防の指導、妊婦健診の受診勧奨等の啓発を行います。

⁹ 周産期医療体制の課題や必要な取組みを検討するために実施している協議会です。

¹⁰ リスクの高い妊娠等に対する高度な医療を提供する医療機関です。母体又は胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療を提供する総合周産期母子医療センターと、周産期に係る比較的高度な医療行為を行う地域周産期母子医療センターに分かれます。

¹¹ ICTを活用し、県内の医療機関をはじめ、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス施設、事業所など関係機関をネットワークでつなぐシステムです。このシステムを活用することにより、関係機関間で患者情報等の共有が可能になり、より質の高い医療・介護サービスの提供につながります。

¹² 周産期医療圏域毎に状態が安定している「母体」又は「新生児」の管理を担う中核的な医療機関です。

加えて、新生児集中治療室（NICU）退院児等の在宅移行支援や産後ケア事業の利用促進等においては、周産期医療の関係者と小児医療、保健、福祉等に携わる市町村や関係機関等との連携体制の構築を図ります。

あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援を行うほか、医療と母子保健との連携や周産期医療を行う病院の横の連携を推進します。

なお、血液製剤の安定供給等を図ることで、安心安全な出産に備えます。

＜具体的な取組み＞

●周産期医療対策事業【医療政策課】

●産科医・新生児科医等確保事業【医療政策課】

●献血推進対策事業【薬務衛生課】

（産後等の支援）【健康福祉部】

産後ケアについては、市町村域を超えた広域的体制の整備等、事業の充実を図るとともに、利用者の負担軽減等利用しやすい方法の検討を行います。

市町村と連携して、産後ケア等で流産・死産の際のグリーフケア¹³も含めた支援体制を確保し、養育者や流産・死産を経験した女性等のメンタルヘルスに係る取組みを進めるなど、安心して出産ができる環境を整えます。

＜具体的な取組み＞

●産後ケア事業【子ども未来課】

（産前から産後までの切れ目ない支援）【健康福祉部】

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を提供できる体制整備を支援し、市町村の児童福祉業務との連携を推進することで、熊本モデルの児童相談体制を充実・強化します。

妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「妊婦等包括相談支援」と経済的支援を一体として実施する「妊婦のための支援給付」を充実させるとともに、市町村が給付金を現金以外で給付する場合に使用可能なシステムの活用について推進します。

＜具体的な取組み＞

●健やか母子支援事業【子ども未来課】

●未熟児養育医療費助成事業【子ども未来課】

●女性のケア事業【子ども未来課】

●児童家庭支援センター事業【子ども家庭福祉課】

●こんには赤ちゃん事業費等補助事業【子ども家庭福祉課】

●妊産婦等生活援助事業【子ども家庭福祉課】

¹³ 悲しみを抱える遺族に寄り添いサポートすることをいいます。

- 風しん対策事業【健康危機管理課】
- 人生100年時代を見据えたがん患者支援事業【健康づくり推進課】
- 施設通所等交通費支援事業（御所浦振興）【健康福祉政策課】
- 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業【子ども未来課】
- 妊婦等包括相談支援【子ども未来課】
- くまもとすこやかギフト（出産・子育て応援交付金システム）【子ども未来課】

（妊娠・出産に関する相談・健診等の支援）【健康福祉部】

こどもの健康を守るための様々な検査・健診を、全てのこどもがどの居住先でも等しく受診できるよう、必要な制度設計を国に求めます。また、母子保健情報のデジタル化と利活用を進めます。

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院、母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組みを進めます。

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マススクリーニング検査等を推進するほか、国に対して公費検査の対象項目の追加を要望していきます。

新生児聴覚検査など聴覚障がい早期発見・早期療育に資する取組みを進めます。

<具体的な取組み>

- 「くまもとスタイル」子育て推進事業【子ども未来課】
- 健やか母子支援事業【子ども未来課】
- 女性のケア事業【子ども未来課】
- プレコンセプションケア普及啓発推進事業【子ども未来課】
- 妊産婦等生活援助事業【子ども家庭福祉課】
- 県にかかる母子生活支援施設等運営費の負担金【子ども家庭福祉課】
- 市にかかる母子生活支援施設の運営費の負担金【子ども家庭福祉課】
- 少子化対策総合交付金事業【子ども未来課】
- 先天性代謝異常等検査事業【子ども未来課】
- 新生児聴覚検査体制整備事業【子ども未来課】
- 母子保健情報のデジタル化と利活用【子ども未来課】

（個々の育児の状況に応じた保護者への支援の強化）【健康福祉部】

悩みを抱える保護者等を早期に発見し、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、切れ目ない乳幼児健診・相談支援等を推進します。

こどもの心身の状態や発達・発育の偏り、慢性疾患等により育てにくさを感じる保護者を支援するため、医療機関や市町村、県庁内各課等の関係者による連携した支援や専門的相談などを行います。

小児慢性特定疾病を持つこどもに対しては、地域の支援体制を確立するための協議会により、引き続き支援を行います。

- 1 <具体的な取組み>
- 2 ●子育て家庭支援事業【子ども未来課】
- 3 ●こんにちは赤ちゃん事業費等補助事業【子ども家庭福祉課】
- 4 ●放課後児童クラブ利用サポート事業【子ども未来課】
- 5 ●小児慢性特定疾病対策事業【子ども未来課】
- 6 ●小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業【子ども未来課】
- 7 ●切れ目ない乳幼児健診・相談支援等の推進【子ども未来課】

8

9 4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

10

11 (1) 子育てや教育に関する経済的負担への対応【総務部/健康福祉部/教育庁】

12

13 子ども医療費助成制度や幼児教育・保育の無償化など子育てに係る基幹的な経済的支援に

14 ついて、全国一律の制度化と支援基準の充実を図ることを国に求めるとともに、国の動向を

15 踏まえつつ、今後も引き続き、子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援を行います。

16 また、高等学校等の奨学給付金や育英資金制度を着実に実施するとともに、ニーズの変化

17 に対応して必要な措置を検討します。

- 18
- 19 <具体的な取組み>
- 20 ●私立高等学校入学金減免補助【私学振興課】
- 21 ●私立高等学校入学金減免補助事業【私学振興課】
- 22 ●奨学のための給付金事業【私学振興課】
- 23 ●私立中学校授業料減免補助【私学振興課】
- 24 ●私立高等学校等経常費助成費補助【私学振興課】
- 25 ●私立高等学校等経常費助成費補助（広域通信制）【私学振興課】
- 26 ●高等学校等通学支援事業（令和2年7月豪雨対応分）【私学振興課】
- 27 ●私立高等学校等経常費助成費補助事業【私学振興課】
- 28 ●私立高等学校等経常費助成費補助事業（広域通信制）【私学振興課】
- 29 ●多子世帯子育て支援事業【子ども未来課】
- 30 ●放課後児童クラブ利用サポート事業【子ども未来課】
- 31 ●実費徴収に係る補足給付事業【子ども未来課】
- 32 ●小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業【子ども未来課】
- 33 ●療育医療【子ども未来課】
- 34 ●放課後居場所緊急対策事業【子ども未来課】
- 35 ●児童扶養手当支給事業【子ども家庭福祉課】
- 36 ●ひとり親家庭等支援事業【子ども家庭福祉課】
- 37 ●聴覚障がい児補聴器購入費助成事業【障がい者支援課】
- 38 ●文科省高等教育の修学支援制度に係る入学料・授業料減免【農業大学校】
- 39 ●くまもと林業大学校人財づくり事業【林業振興課】

- 1 ●くまもとの畜産業を守る獣医師獲得事業【畜産課】
- 2 ●就学支援金交付等事業【学校人事課】
- 3 ●特別支援学校就学奨励費【学校人事課】
- 4 ●通学支援事業【高校教育課】
- 5 ●御所浦高校生通学支援事業【高校教育課】
- 6 ●定通教育修学奨励事業【高校教育課】
- 7 ●育英資金貸付金（修学貸与・緊急貸与）【高校教育課】
- 8 ●奨学のための給付金事業【高校教育課】
- 9 ●高等学校通学費奨学金貸付金【高校教育課】
- 10 ●高等教育修学支援事業【私学振興課】
- 11 ●私立専修学校高等課程教育費助成【私学振興課】
- 12 ●職業実践専門課程運営費補助【私学振興課】
- 13 ●育英資金貸付金（大学貸与）【高校教育課】
- 14 ●児童手当市町村交付金【高校教育課】
- 15 ●造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用補助事業【健康危機管理課】
- 16 ●子ども医療費助成事業【子ども未来課】
- 17 ●未熟児養育医療費助成事業【子ども未来課】
- 18 ●育成医療費【子ども未来課】
- 19 ●小児慢性特定疾病対策事業【子ども未来課】
- 20 ●ひとり親家庭等医療費助成事業【子ども家庭福祉課】
- 21 ●県立学校における健康診断【体育保健課】

22

23 (2) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築

24

25 (地域で子育てする環境の構築)【健康福祉部】

26 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこ
27 どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援
28 として、地域子育て支援拠点や一時預かり、ファミリー・サポート・センター、子育て短期
29 支援のほか、子育て世帯を支援する取組みを進めます。

30

31 <具体的な取組み>

- 32 ●こどもキラキラ商店街支援事業【商工振興金融課】
- 33 ●地域子育て支援拠点事業【子ども未来課】
- 34 ●利用者支援事業【子ども未来課】
- 35 ●ファミリー・サポート・センター事業【子ども未来課】
- 36 ●子育て短期支援事業【子ども未来課】

37

38 (安心して子育てできる環境の構築)【健康福祉部/教育庁】

39 子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシ

1 ュ型の情報提供を行います。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える
2 悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。
3 子育て世代同士の交流の場の創出を推進します。

4
5 <具体的な取組み>

- 6 ●地域子育て支援拠点事業【子ども未来課】
- 7 ●聞きなっせAI くまもと等【子ども未来課】
- 8 ●「親の学び」推進事業【社会教育課】
- 9 ●みんなで子育て推進事業【子ども未来課】

10
11 (親の学びと家庭教育支援)【教育庁】

12 保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護
13 者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することがで
14 きるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るほか、くまもと家庭教育支援条
15 例に基づき、親としての学び¹⁴を支援する講座の充実その他の保護者の学習の機会の提供、
16 市町村と連携した家庭教育支援員の配置促進を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を
17 推進します。

18 また、同条例を踏まえて、県は、学校等がこどもの発達段階に応じた親（おとな）になる
19 ための学び¹⁵の機会を提供するなど、家庭教育を総合的に支援します。

20
21 <具体的な取組み>

- 22 ●「親の学び」推進事業【社会教育課】

23
24 (3) 安心して働ける職場環境づくり等

25
26 (共働き、子育て世帯への支援)【企画振興部/健康福祉部/環境生活部/商工労働部/農林水産
27 部】

28 家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子
29 育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働きの意思を
30 持つ家庭向けに共働き・子育てを推進します。

31 結婚後・出産後・子育て中も安心して働きたいと思える職場環境づくりを県民運動と
32 して推進します。

33 熊本市で実証されたこどもの習い事への送り迎えをする乗り合わせのAIデマンドタクシ
34 ーの実証実験結果を参考にしつつ、放課後のこどもの交通手段の確保など、子育て世代にお
35 ける育児と仕事の両立支援を図り、働く保護者のキャリア進展、世帯所得の向上、さらに

¹⁴ 保護者が、こどもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいいます。

¹⁵ こどもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親（おとな）になることについて学ぶことをいいます。

は、もう一人こどもが欲しいと思える熊本を構築します。

＜具体的な取組み＞

- 働きやすい職場改善推進事業【労働雇用創生課】
- 女性が変わる未来の農業推進事業【担い手支援課】
- 農業外国人材確保・育成事業【担い手支援課】
- 業界団体等との意見交換【子ども未来課】
- 地方公共交通バス対策事業【交通政策課】

（職場風土や意識の改革）【健康福祉部/環境生活部/商工労働部/農林水産部/土木部】

職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性を問わず、従業員が希望どおり、気兼ねなく育児に関する休暇・休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを進めていきます。

国と連携したワークルールの周知等により、長時間労働の是正や働き方改革を推進するとともに、こどもの行事や発病時の男性の休暇奨励をはじめとする男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施を働きかけること等により、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。

子育てのために休暇をとる方とこどものいない方との間で社会的な分断が生じないように啓発に努めます。

＜具体的な取組み＞

- くまもとの女性活躍促進事業【男女参画・協働推進課】
- よかボス企業向けセミナー等の開催等【子ども未来課】
- 医師確保総合対策事業【医療政策課】
- 熊本県ブライト企業推進事業【労働雇用創生課】
- 女性が変わる未来の農業推進事業【担い手支援課】
- 農業外国人材確保・育成事業【担い手支援課】

（県庁での率先的な取組み）【総務部/企画振興部】

県庁全体が率先垂範の意識を持ち、職員の育児等のライフイベントの都合に合わせた時間と場所にとらわれない働き方（テレワーク等）の推進や福利厚生の実施など働きやすい職場環境づくりを行うことで育児とキャリアアップの両立を支援するとともに、男性職員の育児参画を促すほか、無理のない女性の管理職への登用拡大を含め、職員が活躍できる職場環境づくりに率先して取り組みます。

こうした働き方改革やICTツールの導入など、県民や企業に取組みを求める前に、県庁が先ず実行します。

＜具体的な取組み＞

- ICTを活用した働き方改革推進事業【システム改革課】
- 在宅勤務制度【人事課】
- 勤務間インターバル制度等（福利厚生の実施）【人事課】
- ハッピーシェアウィークス【人事課】
- 男性職員の育休促進事業【人事課】
- 無理のない女性の管理職への登用拡大【人事課】

（取組みの県内への波及）【総務部/企画振興部/健康福祉部/商工労働部】

県庁での率先的な取組みの上で、知事自ら先頭に立ち、企業・団体との対話を重ね、安心して働ける職場環境づくりの実現を推進します。併せて、その実現を下支えするためにも、中小企業・小規模事業者の支援を行っていきます。

また、結婚・子育て・介護など従業員の生活と仕事の充実を応援する「よかボス企業」や、働く人がいきいきと輝き安心して働き続けられる「ブライト企業」を優遇する施策を全庁挙げて充実させ、登録企業をさらに増やすとともに、産休・育休が昇任に与える悪影響を排するなど、登録企業に取組みの深化を求めることで、従業員の労働環境や処遇の向上、職場風土・意識の改革を進めます。

男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより実効性の高い取組みの横展開を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、共家事・共育てを推進していきます。

＜具体的な取組み＞

- 業界団体等との意見交換【子ども未来課】
- 商工会商工会議所・商工会連合会補助【商工政策課】
- よかボス企業登録企業数増に向けた取組み【子ども未来課】
- 熊本県ブライト企業推進事業【労働雇用創生課】
- よかボス企業登録企業の取組み深化に向けた取組み（セミナーの開催等）【子ども未来課】

（４）ひとり親家庭への支援【健康福祉部/土木部/教育庁】

本県においても全国同様、ひとり親家庭の相対的貧困率¹⁶が40.9%と非常に高い水準にあることを直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現につなげます。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持つことが難しいことに留意します。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、資格取得

¹⁶ 貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。

支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。また、こどもに届く生活・学習支援を進めます。

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による情報提供を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化します。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、こどもと別居する親との安全・安心な交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図ります。

＜具体的な取組み＞

- こどもの居場所づくり支援事業【子ども家庭福祉課】
- ひとり親家庭等医療費助成事業【子ども家庭福祉課】
- 県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁【子ども家庭福祉課】
- 市にかかる母子生活支援施設の運営費の支弁【子ども家庭福祉課】
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金【子ども家庭福祉課】
- ひとり親家庭等支援事業【子ども家庭福祉課】
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助【子ども家庭福祉課】
- SSW活用事業【学校安全・安心推進課】
- ひとり親家庭等相談事業【子ども家庭福祉課】
- ひとり親家庭等支援事業

5 特に支援が必要なこどもへの支援

(1) こどもの貧困対策

(それぞれの夢に挑戦できる環境の整備)【総務部/健康福祉部/環境生活部/教育庁】

全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにします。

学校をはじめとした地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りします。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

- 1 <具体的な取組み>
- 2 ●私立高等学校入学金減免補助事業【私学振興課】
- 3 ●私立高等学校等就学支援金事業【私学振興課】
- 4 ●奨学のための給付金事業【私学振興課】
- 5 ●私立中学校授業料減免補助【私学振興課】
- 6 ●高等教育修学支援事業【私学振興課】
- 7 ●私立専修学校高等課程教育費助成【私学振興課】
- 8 ●職業実践専門課程運営費補助【私学振興課】
- 9 ●高等学校等通学支援事業（令和2年7月豪雨対応分）【私学振興課】
- 10 ●生活困窮者自立支援プラン推進事業
- 11 ●実費徴収に係る補足給付事業【子ども未来課】
- 12 ●こどもの居場所づくり支援事業【子ども家庭福祉課】
- 13 ●ひとり親家庭等支援事業【子ども家庭福祉課】
- 14 ●就学支援金交付等事業【学校人事課】
- 15 ●御所浦高校生通学支援事業【高校教育課】
- 16 ●高等学校等通学支援事業（7月豪雨対応分）【高校教育課】
- 17 ●奨学のための給付金事業【高校教育課】
- 18 ●育英資金貸付金（大学貸与・修学貸与・緊急貸与）【高校教育課】
- 19 ●高等学校通学費奨学金貸付金【体育保健課】
- 20 ●熊本教育の日 親子無料デー【文化課（美術館）】
- 21 ●子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業【体育保健課】
- 22 ●東日本大震災被災幼児・児童・生徒就学等支援事業【体育保健課】
- 23 ●放課後児童クラブ利用サポート事業【子ども未来課】
- 24 ●多子世帯子育て支援事業【子ども未来課】
- 25 ●母子父子寡婦福祉資金貸付金【子ども家庭福祉課】
- 26 ●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助【子ども家庭福祉課】
- 27 ●御所浦高校生通学支援事業（御所浦地域振興策）【高校教育課】
- 28 ●子ども・若者総合相談センター事業【子ども家庭福祉課】
- 29 ●放課後居場所緊急対策事業【子ども未来課】
- 30 ●子育て家庭支援事業【子ども家庭福祉課】
- 31 ●県にかかる母子生活支援施設等運営費の負担金【子ども家庭福祉課】
- 32 ●市にかかる母子生活支援施設の運営費の負担金【子ども家庭福祉課】
- 33 ●妊産婦等生活援助事業【子ども家庭福祉課】
- 34 ●こんにちは赤ちゃん事業費等補助事業【子ども家庭福祉課】
- 35 ●子どもの貧困対策推進事業【子ども家庭福祉課】
- 36 ●ひとり親家庭等医療費助成事業【子ども家庭福祉課】
- 37 ●ひとり親家庭等相談事業【子ども家庭福祉課】
- 38 ●児童扶養手当支給事業【子ども家庭福祉課】
- 39 ●生活困窮者自立相談支援事業【社会福祉課】

1 ●食品ロス削減推進事業【子ども家庭福祉課】

3 (保護者の就労支援)【健康福祉部/商工労働部】

4 保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に
5 職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。仕事
6 と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。

7 特に生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援
8 を進めていきます。

10 <具体的な取組み>

11 ●ひとり親家庭等支援事業【子ども家庭福祉課】

12 ●特別保育総合推進事業【子ども未来課】

13 ●放課後児童クラブ施設整備事業【子ども未来課】

14 ●ファミリー・サポート・センター事業【子ども未来課】

15 ●病児・病後児保育総合推進事業【子ども未来課】

16 ●母子父子寡婦福祉資金貸付金【子ども家庭福祉課】

17 ●母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業費【子ども家庭福祉課】

18 ●母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業費【子ども家庭福祉課】

19 ●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助【子ども家庭福祉課】

20 ●労働局との一体的実施事業【労働雇用創生課】

21 ●生活保護受給者等就労自立促進事業【社会福祉課】

23 (社会の理解促進)【健康福祉部】

24 こどもの貧困は社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識のもと、国、県、
25 市町村、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進
26 します。

28 <具体的な取組み>

29 ●こどもの居場所づくり支援事業【子ども家庭福祉課】

31 (2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

33 (障がい児支援・医療的ケア児への支援)【健康福祉部/商工労働部//教育庁】

34 こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法、「障害のある人もな
35 い人も共に生きる熊本づくり条例」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられる
36 ことなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するために、障が
37 いのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インク
38 ルージョン）を推進し、必要な啓発活動を推進します。それぞれのこども・若者の置かれた
39 環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自

立、社会参加を支援します。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターに療育相談員を配置し、地域の障害児福祉サービス事業所等への支援機能の強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

県内3カ所の発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児のライフステージに応じた切れ目ない総合的な支援の充実を進めます。

熊本大学病院を熊本県医療的ケア児支援センターに指定し、医療的ケア児や重症心身障がい児に対する相談支援や情報提供、支援者養成等を行うほか、聴覚障がい児が適切な支援を円滑に受けられるよう、関係機関の連携体制の充実を図るなど、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進めます。障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携のもとで早い段階から行っていきます。

福祉と教育機関が連携した上で早期療育を推進するとともに、特別支援教育については、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限りともに学び育ちあうための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育の実現に向けた取組みを一層進めます。

障がいのあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

<具体的な取組み>

- 施設通所等交通費支援事業（御所浦振興）【健康福祉政策課】
- やさしいまちづくり推進事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- 私立幼稚園特別支援教育経費補助【子ども未来課】
- 発達障がい児早期発見・早期支援事業【子ども未来課】
- 新生児聴覚検査体制整備事業【子ども未来課】
- 育成医療費【子ども未来課】
- 聴覚障がい児補聴器購入費助成事業【障がい者支援課】
- 特別障害者手当等給付事業（障害児福祉手当分）【障がい者支援課】
- 特別児童扶養手当支給事務費【障がい者支援課】
- 医療的ケア児等暮らし安心サポート事業【障がい者支援課】
- 重度心身障がい者医療費助成事業【障がい者支援課】
- 障がい者住宅改造助成事業【障がい者支援課】
- 地域療育総合推進事業【障がい者支援課】
- 発達障がい者支援体制整備事業【障がい者支援課】
- 発達障がい者支援センター事業【障がい者支援課】

- 発達障がい診断待機解消事業【障がい者支援課】
- 発達障がい者支援医療体制整備事業【障がい者支援課】
- かかりつけ薬剤師・薬局機能強化及び普及啓発事業【薬務衛生課】
- こども総合療育センター管理運営費【こども総合療育センター】
- 障がい者理解促進・権利擁護事業【障がい者支援課】
- 特別支援学校非常勤配置費【学校人事課】
- 特別支援学校就学奨励費【学校人事課】
- 特別支援学校施設維持管理費【施設課】
- 特別支援学校施設整備事業【施設課】
- 特別支援教育環境整備事業【施設課】
- 特別支援教育充実事業【特別支援教育課】
- 特別支援教育総合推進事業【特別支援教育課】
- 発達障がい等支援事業【特別支援教育課】
- 医療的ケア児等支援事業【特別支援教育課】
- 多様な学びの場整備事業【特別支援教育課】
- 県立特別支援学校管理運営費【特別支援教育課】

（慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）【健康福祉部】
慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づきその自立を支援するための相談等を推進します。
こどもホスピスに関する県民への情報提供を行います。

<具体的な取組み>

- 造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用補助事業【健康危機管理課】
- 小児慢性特定疾病対策事業【子ども未来課】
- 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業【子ども未来課】
- 療育医療【子ども未来課】

（３） 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

ア 児童虐待防止対策等の更なる強化

（児童虐待防止対策の包括的な支援体制の強化）【健康福祉部】
虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、全てのこどもを対象にした子育て支援を行う市町村と心理士等の専門性を活かした相談対応等を行う児童家庭支援センター、そして、リスクの高い事案に対応する児童相談所が有機的に連携した三層構造の児童相談体制により、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。

1 <具体的な取組み>

2 ●子ども虐待防止総合推進事業【子ども家庭福祉課】

3 ●児童家庭支援センター事業【子ども家庭福祉課】

4 ●児童相談体制充実・強化事業【子ども家庭福祉課】

5

6 (児童虐待の早期把握のための取組み)【健康福祉部】

7 虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないとい
8 う認識のもと、不適切な養育につながる可能性のある家庭の支援ニーズをキャッチし、こど
9 もや家庭の声を、当事者の置かれた状況を踏まえ、しっかりと受け止め、子育ての困難や不
10 安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把
11 握し、具体的な支援を行う必要があります。

12 このため、こども家庭センターの設置支援や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の
13 居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地
14 域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会な
15 どの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組みを強化します。

16

17 <具体的な取組み>

18 ●子育て家庭支援事業【子ども家庭福祉課】

19 ●児童家庭支援センター事業【子ども家庭福祉課】

20 ●児童虐待防止医療ネットワーク事業【子ども家庭福祉課】

21 ●こども家庭センターの設置支援関係【子ども家庭福祉課】

22 ●子育て家庭支援事業【子ども家庭福祉課】

23

24 (予期せぬ妊娠への対応)【健康福祉部】

25 虐待による死亡事例(心中以外)の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月
26 児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する
27 相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支
28 援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相
29 談窓口の周知などに取り組めます。

30

31 <具体的な取組み>

32 ●子育て家庭支援事業【子ども家庭福祉課】

33 ●妊産婦等生活援助事業【子ども家庭福祉課】

34 ●県にかかる母子生活支援施設等運営費の負担金【子ども家庭福祉課】

35 ●市にかかる母子生活支援施設の運営費の負担金【子ども家庭福祉課】

36

37 (一時保護等)【健康福祉部】

38 こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏ま
39 え、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとと

もに、委託一時保護も含めてこどもの権利擁護を推進します。また、虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組みます。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等によるこどもの意見聴取等を行うとともに、意見表明等の支援を実施し、こどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進します。また、一時保護開始時の司法審査の適切な実施を図ります。

また、措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、親子関係の再構築支援を推進します。

<具体的な取り組み>

- 中央一時保護所管理運営費（運営費）【子ども家庭福祉課】
- 中央一時保護所管理運営費（扶助費）【子ども家庭福祉課】
- 女性一時保護管理運営費（扶助費）【子ども家庭福祉課】
- 女性一時保護管理運営費（運営費）【子ども家庭福祉課】
- S S W活用事業【学校安全・安心推進課】
- 子どもの権利擁護推進事業【子ども家庭福祉課】
- 子ども虐待防止総合推進事業【子ども家庭福祉課】

（性被害への対応）【警察本部】

性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、こどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組みます。また、こどもからの意見聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、こどもが安心して話すことができる環境整備を進めます。

<具体的な取り組み>

- 刑事企画調査費【刑事企画課】

（体制の整備）【健康福祉部】

こども家庭福祉分野は、虐待を受けたこどものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者にはこどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められます。児童相談所への相談・通報が急増している中、こどもの安全・安心の確保を図るため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を県全体で進めます。また、支援現場の業務効率化のためのICT化を推進します。

<具体的な取り組み>

1 ●子ども虐待防止総合推進事業【子ども家庭福祉課】

2 ●児童相談体制充実・強化事業【子ども家庭福祉課】

4 イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

6 (家庭での養育が困難又は適当でない場合)【健康福祉部】

7 社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心
8 身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシ
9 ー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育(親
10 族等による里親養育・普通養子縁組含む)への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組
11 みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが温かい家庭環境の中で豊かな愛情を注がれて
12 育つよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里
13 親やファミリーホームの確保・充実を進めます。

15 <具体的な取組み>

16 ●児童養護施設等及び里親委託に係る措置費【子ども家庭福祉課】

17 ●医療審査支払等事務費【子ども家庭福祉課】

18 ●児童福祉施設運営指導【子ども家庭福祉課】

19 ●里親推進事業【子ども家庭福祉課】

20 ●子ども虐待防止総合推進事業【子ども家庭福祉課】

22 (家庭や里親等での養育が適当でない場合)【健康福祉部】

23 家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育
24 されるよう、質の高い個別的なケアを実現するための児童養護施設等の小規模化・地域分散
25 化、ケアニーズが高いこどもへの専門的な対応等を担うための高機能化・多機能化等の環境
26 改善や、その人材確保に努めます。

28 <具体的な取組み>

29 ●児童福祉施設整備費補助【子ども家庭福祉課】

30 ●児童養護施設等人材確保・育成事業【子ども家庭福祉課】

32 (社会的養護の支援の質の向上、こどもの意見尊重等)【健康福祉部】

33 児童養護施設等の多機能化・高機能化を図ります。また、社会的養護のもとにあるこども
34 の権利保障や支援の質の向上を図ります。これらの際、意見表明等の支援を行うことなど
35 より、社会的養護を必要とするこどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組む
36 とともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意し
37 て、児童相談所におけるケースマネジメントを推進します。

39 <具体的な取組み>

- 乳児院等多機能化推進事業【子ども家庭福祉課】
- 児童養護施設等人材確保・育成事業【子ども家庭福祉課】
- 児童養護施設等の職員人材確保事業【子ども家庭福祉課】
- 子どもの権利擁護推進事業【子ども家庭福祉課】
- 子ども虐待防止総合推進事業【子ども家庭福祉課】

（自立支援）【健康福祉部】

施設や里親等のもとで育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてるよう支援します。社会的養護の経験はないけれども同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対象として位置付けて支援に取り組みます。

＜具体的な取組み＞

- 児童養護施設等退所者自立支援金貸付事業費補助【子ども家庭福祉課】
- 社会的養護自立支援事業【子ども家庭福祉課】

ウ ヤングケアラーへの支援【健康福祉部/教育庁】

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

＜具体的な取組み＞

- ヤングケアラー支援体制強化事業【子ども家庭福祉課】

（４）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み

（こども・若者の自殺対策）【健康福祉部/教育庁/警察本部】

熊本県の自殺死亡率は、全国で少ない方から 13 番目に位置しているものの、20 歳代以下のこども・若者の自殺者数は横ばいで推移しており、また、20 歳代以下の死因の第 1 位は自殺であり、こども・若者の自殺対策は喫緊の課題となっています。

そのため、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、

1 こども・若者への自殺対策を強力に推進します。

2 こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分
3 析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含
4 む自殺予防教育、1人1台端末等の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用
5 した相談体制の整備、多職種の専門家で構成される自殺危機対応チームの設置による市町村等
6 の地域の支援者への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾
7 向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大
8 綱¹⁷及びこどもの自殺対策緊急強化プラン¹⁸及び第3期熊本県自殺対策推進計画に基づく総合
9 的な取組みを進めていきます。

10
11 <具体的な取組み>

- 12 ●自殺予防等対策推進事業【障がい者支援課】
- 13 ●犯罪抑止・少年保護対策費【生活安全企画課】
- 14 ●会計年度任用職員雇用事業【生活安全企画課】
- 15 ●SC活用事業【学校安全・安心推進課】
- 16 ●生徒指導支援事業【学校安全・安心推進課】
- 17 ●いじめ防止対策推進事業【学校安全・安心推進課】

18
19 (こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)【総務部/環境生活部/教育
20 庁/警察本部】

21 こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得
22 支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリング¹⁹の利用促進、ペアレンタルコント
23 ロール²⁰による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境
24 整備に取り組みます。

25
26 <具体的な取組み>

- 27 ●熊本県少年保護育成条例実施事業【くらしの安全推進課】
- 28 ●インターネット空間における被害防止事業【サイバー犯罪対策課・生活安全企画課】
- 29 ●熊本県教育情報化推進事業【教育政策課/教育DX・働き方改革推進室】
- 30 ●研修・人材育成・相談事業【人権同和政策課】

31
32

¹⁷ 令和4年(2022年)10月14日閣議決定。

¹⁸ 令和5年(2023年)6月2日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議。

¹⁹ 青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。

²⁰ 保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達に応じてインターネット利用を適切に管理することをいいます。こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段(フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等)と、非技術的手段(親子のルールづくり等)とに分かれます。

（こども・若者の性犯罪・性暴力対策）【健康福祉部/環境生活部/教育庁/警察本部】

こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識のもと、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組み、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組みを進めていきます。

生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命（いのち）の安全教育を実施します。

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版D B S）の活用に向けた周知に取り組めます。

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組みを推進します。

＜具体的な取組み＞

●困難な問題を抱える女性等支援連携強化事業【子ども家庭福祉課】

●DV対策支援事業【子ども家庭福祉課】

●ワンストップ支援センター事業【くらしの安全推進課】

●生徒指導支援事業【学校安全・安心推進課】

●いじめ防止対策推進事業【学校安全・安心推進課】

●犯罪抑止・少年保護対策費【生活安全企画課】

●会計年度任用職員雇用事業（会計年度任用職員雇用経費）【生活安全企画課】

●子ども虐待防止総合推進事業【子ども家庭福祉課】

●子ども・若者総合相談センター事業【子ども家庭福祉課】

（犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備）【知事公室/健康福祉部/環境生活部/土木部/警察本部】

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

特に、こどもが犯罪や交通事故の被害に遭わないよう、通学路の見守りカメラの設置、交通安全アドバイザーや各種シミュレータによる交通安全教育を推進するほか、「県警こども見守り・訪問隊」の活動を推進するとともに、防犯ボランティア団体、地域のスクールガードによる登下校時の見守り活動の支援を検討します。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進します。県職員が市町村に直接出向き、地域で一緒に連携することで、例えばマイタイムラインの普及啓発等によりこどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）等の薬物乱用を防ぐため、関係機関と連携し、薬物

1 乱用のない環境づくりの推進に取り組みます。

2 チャイルド・デス・レビュー（CDR Child Death Review）²¹の体制整備に必要な検討を
3 進めます。

4
5 <具体的な取組み>

- 6 ●自助力強化推進事業【危機管理防災課】
- 7 ●マイタイムライン普及促進事業【危機管理防災課】
- 8 ●防災センター展示・学習室運営事業【危機管理防災課】
- 9 ●私立学校施設安全ストック形成促進事業【私学振興課】
- 10 ●地域福祉計画推進・支援事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- 11 ●困難な問題を抱える女性等支援連携強化事業【子ども家庭福祉課】
- 12 ●薬物乱用防止事業【薬務衛生課】
- 13 ●消費生活相談・啓発事業【消費生活課】
- 14 ●食品ロス削減推進事業【消費生活課】
- 15 ●交通安全推進連盟補助【くらしの安全推進課】
- 16 ●熊本県少年保護育成条例実施事業【くらしの安全推進課】
- 17 ●こどもキラキラ商店街支援事業【商工振興金融課】
- 18 ●道路施設保全改築費【道路保全課】
- 19 ●単県交通安全施設等整備事業費【道路保全課】
- 20 ●熊本県教育情報化推進事業【教育政策課/教育D X・働き方改革推進室】
- 21 ●日本スポーツ振興センター事業【学校安全・安心推進課】
- 22 ●防災教育推進事業【学校安全・安心推進課】
- 23 ●学校安全総合支援事業【学校安全・安心推進課】
- 24 ●警察広報推進費【広報県民課】
- 25 ●被害者を支える社会気運醸成事業【広報県民課】
- 26 ●犯罪抑止・少年保護対策費【生活安全企画課】
- 27 ●「こども」と「高齢者」を守る安全・安心実現事業【交通企画課】
- 28 ●交通安全施設等整備費（単独事業）【交通規制課】
- 29 ●交通安全施設等整備費（補助事業）【交通規制課】
- 30 ●会計年度任用職員雇用事業【交通企画課】
- 31 ●会計年度任用職員雇用事業【生活安全企画課】

32
33 （非行防止と自立支援）【健康福祉部/教育庁/警察本部】

34 こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援を
35 行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

36 社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会

²¹ こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し、予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたものです。

1 気運の向上を図ります。

2
3 <具体的な取組み>

- 4 ●子ども・若者総合相談センター事業
- 5 ●清水が丘学園整備事業【子ども家庭福祉課】
- 6 ●清水が丘学園管理運営費（運営費）【子ども家庭福祉課】
- 7 ●清水が丘学園管理運営費（扶助費等）【子ども家庭福祉課】
- 8 ●子ども・若者総合相談センター事業【子ども家庭福祉課】
- 9 ●犯罪抑止・少年保護対策費【生活安全企画課】
- 10 ●会計年度任用職員雇用事業【生活安全企画課】
- 11 ●インターネット空間における被害防止事業【サイバー犯罪対策課・生活安全企画課】

12
13 第3 こども施策を推進するために必要な事項

14
15 1 こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映

16
17 (1) こども・若者の意見の政策への反映

18
19 (県における取組みの推進)【知事公室/総務部/企画振興部/健康福祉部/環境生活部/商工労働部/観光文化部/農林水産部/土木部/議会事務局/教育庁/警察本部】

20
21 こども・若者の意見を政策に反映させるための取組みを推進し、こども・若者の意見の政策への反映を進めます。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築します。

22
23
24
25 各部局の各種審議会、検討会等におけるこども施策に関する審議・検討にあたっては、こども・若者、子育て当事者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じます。

26
27
28 平成23年(2011年)から実施している熊本県高校生県議会について、引き続き実施するとともに、その周知広報を行います。

29
30
31 <具体的な取組み>

- 32 ●子ども・子育て支援事業支援計画推進事業【子ども未来課】
- 33 ●管理運営費(議会事務局)

34
35 (市町村における取組み促進)【健康福祉部/教育庁】

36
37 こどもや若者にとってより身近な施策を行う市町村において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組みが着実に進められるよう、国が作成したガイドラインの周知や好事例の横展開等の情報提供を行います。

38
39 学校等においてこどもに関わるルール等の制定や見直し、校舎等の改修の過程にこども自身

が関与する先導的な取組事例について周知します。

＜具体的な取組み＞

●「こどもまんなか熊本」市町村連携会議の開催【子ども未来課】

（社会参画や意見表明の機会の充実）【健康福祉部】

こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。

また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知します。

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行うとともに、意見表明を行う際にも必要な支援を行うよう努めます。

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組みます。

＜具体的な取組み＞

●子ども・子育て支援事業支援計画推進事業【子ども未来課】

（多様な声を施策に反映させる工夫）【健康福祉部】

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障がい・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護のもとで暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、全てのこども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識のもと、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、SNSの活用等、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。

＜具体的な取組み＞

●子ども・子育て支援事業支援計画推進事業【子ども未来課】

（地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点との連携強化）【健康福祉部/教育庁】

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化します。

＜具体的な取組み＞

●民間団体等との連携強化【子ども未来課】

（２） 子育て世代や保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見の反映【健康福祉部】

こども未来創造会議を開催し、こども・若者だけでなく子育て世代や保育・教育・母子保健の現場で働く方など当事者・関係者の意見をこども施策に反映します。

＜具体的な取組み＞

●子ども・子育て支援事業支援計画推進事業【子ども未来課】

（３） 所管業界との職場環境づくりに関する意見交換【知事公室/総務部/企画振興部/健康福祉部/環境生活部/商工労働部/観光文化部/農林水産部/土木部/教育庁】

令和６年度（２０２４年度）から、「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げ、幅広い部局が関わっていることから、各部局が所管する業界とも、職場環境づくりについて継続的に意見交換を行います。

＜具体的な取組み＞

●業界団体等との意見交換【子ども未来課】

２ こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援

（１） こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成【健康福祉部/観光文化部/教育庁】

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているＮＰＯ等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

＜具体的な取組み＞

●現任保育士等研修事業【子ども未来課】

●保育士人材確保事業【子ども未来課】

●保育士養成施設に対するキャリア教育支援事業【子ども未来課】

●保育士修学資金貸付等事業費補助（県負担分）【子ども未来課】

●児童委員への研修等【子ども家庭福祉課】

●肥後っ子ががやき推進事業【義務教育課】

●教員不足解消緊急対策事業【学校人事課】

●公立学校教員採用選考考査事務費【学校人事課】

- SC活用事業【学校安全・安心推進課】
- SSW活用事業【学校安全・安心推進課】
- 人材育成・活動推進事業【社会教育課】
- 児童養護施設等人材確保・育成事業【子ども家庭福祉課】
- 児童養護施設等の職員人材確保事業【子ども家庭福祉課】
- 里親推進事業【子ども家庭福祉課】
- 障がい福祉担い手育成・確保事業【障がい者支援課】
- 民生委員費【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- 地域の人づくり推進・支援事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】

(2) こども・若者、子育て当事者を支援する人への支援【健康福祉部/教育庁】

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めます。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組みます。こどものことが好きでこどもや子育て当事者に関わる者が、それぞれの希望に応じて結婚、妊娠、出産、子育てができるように支援します。

幼児教育・保育を担う教員・保育士等スタッフ全員がこどもに笑顔で接することができるよう、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めるべく、国に制度改正を求めるとともに、県としても幼児教育・保育を担う人材の育成及び特別な配慮を必要とするこどもへの適切な対応等が可能となる体制整備を進めつつ、こどものために幼児教育・保育の現場で働くことの良さ・素晴らしさを積極的に情報発信して人材確保に努めます。

また、人口減少地域においても安定的に保育所等を運営できるよう支援制度の拡充を国に引き続き要望していきます。

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成します。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。

教職員研修の充実や教職員を支援する人材の配置・体制の拡充とともに、BPR（業務の抜本改革）の手法を取り入れ、校務DXを図り、こどもたちと向き合う時間の充実にもつながる働き方改革を推進します。

<具体的な取組み>

- 認可外保育施設児童等健康管理支援事業【子ども未来課】
- 保育士登録等事務【子ども未来課】
- 保育士養成施設に対するキャリア教育支援事業【子ども未来課】
- 保育士人材確保事業【子ども未来課】
- 産休等代替職員設置費補助【子ども未来課】
- 子育て支援員研修事業【子ども未来課】

- 保育士修学資金貸付等事業費補助（県負担分）【子ども未来課】
- 博物館ネットワーク推進事業【観光文化政策課（博物館ネットワークセンター）】
- 学校における働き方改革推進事業【教育政策課/教育DX・働き方改革推進室】
- 幼児教育推進体制の充実・活用強化事業【義務教育課】
- 職員厚生費【教育政策課】
- 子ども・若者総合相談センター事業【子ども家庭福祉課】
- 国への要望【子ども未来課】
- 地域福祉計画推進・支援事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】

3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成

（１） 社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成【健康福祉部/教育庁】

企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、こども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族が大事にされるよう、また、こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援し、社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成に取り組めます。

特に、「こども食堂」、「地域の学習教室」、「地域未来塾」、「地域の縁がわ」など、こどもが気軽に集える地域の居場所づくりを支援するなどして、こどもや子育て世代と地域とのつながりを強め、支援が必要なこども・家庭の早期発見や早期の包括的支援につなげるだけでなく、地域全体でこどもの育ちを応援する気運を醸成します。

<具体的な取組み>

- こどもの居場所づくり支援事業【子ども家庭福祉課】
- 子育て家庭支援事業【子ども家庭福祉課】
- 地域の縁がわづくり推進・支援事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- 居場所づくりの支援（地域未来塾）【社会教育課】
- 地域福祉総合支援事業【健康福祉政策課/地域支え合い支援室】
- 「こどもまんなか熊本」気運醸成【子ども未来課】

（２） こども・若者、子育て当事者に優しい社会づくり【健康福祉部】

こども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組みを通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

1 <具体的な取組み>

2 ●「くまもとスタイル」子育て推進事業【子ども未来課】

3 ●「こどもまんなか熊本」気運醸成【子ども未来課】

4 4 その他のこども施策の共通の基盤となる取組み

7 (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたエビデンスの活用【企画振興部/健康福祉部】

9 様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスを踏まえて多面的に施策を立案し、評価し、改善していきます。

14 その際、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデータも活用することを認識しつつ進めます。また、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、そうしたアウトカムをどのように得ていくのかについて、国における検討状況を踏まえた上で検討していきます。

18 良質なデータがあってこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識のもと、各部局が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査の充実や必要なデータの整備等を進めます。

22 <具体的な取組み>

23 ●データ連携基盤構築等推進事業【デジタル戦略推進課】

25 (2) 地域における包括的な支援体制の構築・強化【総務部/健康福祉部/商工労働部/教育庁】

28 教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、県内の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関等（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関、助産所及び薬局）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を推進することにより、県内の共助体制の構築を図ります。

37 こども基本法第14条第2項を踏まえ、医療、保健、福祉、教育、養育等に関する支援を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行

うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

市町村におけるこども家庭センターの設置支援を進めるとともに、こども家庭センターや子ども・若者総合相談センター等におけるこども・若者や子育て当事者の相談支援を強化します。

国が示すこどもデータ連携に係るガイドラインを参考に、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組みを推進します。

<具体的な取組み>

●こども家庭センターの設置支援関係【子ども未来課】

●子ども・若者総合相談センター事業【子ども家庭福祉課】

(3) 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

(子育てに係る手続き・事務負担の軽減)【健康福祉部】

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図ります。

<具体的な取組み>

●行政デジタル化推進事業【デジタル戦略推進課】

●「くまもとスタイル」子育て推進事業【子ども未来課】

●母子保健情報のデジタル化と利活用【子ども未来課】

●保育DX関係【子ども未来課】

(必要な支援を必要な人に届けるための情報発信)【知事公室/総務部/健康福祉部】

こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、子育てに関する体験会の実施、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援、部門を超えて横の連携をとって事業を組み合わせるコーディネートなど、情報発信や広報を改善・強化します。

<具体的な取組み>

●くまもと魅力発信事業【広報課】

●「こどもまんなか熊本・実現計画」(具体施策編)の周知【子ども未来課】

- 1 ●「くまもとスタイル」子育て推進事業【子ども未来課】
- 2

1 別紙

2 「こどもまんなか熊本・実現計画」の施策の進捗状況を検証するための指標

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
第3「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項 1 こどものライフステージに応じた支援 (1)ライフステージを通じた支援 ア こども・若者の権利の擁護	人権・同和教育啓発対策研修の参加者数	282 人	熊本県熊本県子ども未来課調べ
イ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進)	農林漁業体験の実践事業者数	192 人	熊本県農林水産部調べ
	県立図書館の蔵書数	1,198 千冊	「日本の図書館 統計と名簿 2023」 (日本図書館協会)
ウ こどもたちが笑顔で育つ地域づくり	路線バスの年間利用者数	2,449 万人	共同経営推進室データ公表
エ こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供	高校生に対する性と生にまつわる健康教育の開催回数	20 回	事業実績報告
(2) こどもの誕生前から幼児期までの支援 (地域の身近な場を通じた支援の充実)	こども誰でも通園制度実施市町村数	0 市町村	熊本県子ども未来課調べ
	病児保育施設の稼働率	88.02%	事業実績報告
(幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中の円滑な接続)	スタートカリキュラム(※2)実施後に、入学後の児童の様子やスタートカリキュラムの内容について、園等と意見交換した小学校の割合	-	第4期熊本県教育振興基本計画
(3) 学童期・思春期の支援 ア 質の高い教育の推進 (安全・安心に過ごせる学校づくり②不登校への対応)	不登校を含む児童生徒の校内教育支援センターの利用者数	333 人	第4期熊本県教育振興基本計画
(確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成)	「熊本の心」を家庭や地域との連携・啓発のために活用した小中学校の割合	50.30%	第4期熊本県教育振興基本計画

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
(キャリア教育の充実、グローバル人材の育成)	地域(産官学等)と連携し、キャリア教育に関するカリキュラム刷新に取り組んだ県立高校(全日制)の割合	51.90%	第4期熊本県教育振興基本計画
(こどもたちの学びを支える環境づくり)	県立学校施設長寿命化プランに基づく県立学校長寿命化改修事業着手校数	36%	第4期熊本県教育振興基本計画
イ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	高校生等を対象とした消費生活出前講座実施校数	23校	第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画及び熊本県消費者教育推進計画
ウ 居場所づくり	こどもの居場所の数(こども食堂)	170か所	くまもと新時代共創総合戦略
	市町村における放課後子供教室実施の割合	75%	第4期熊本県教育振興基本計画
2 若者の夢が実現できる環境整備 (1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実	高等教育の修学支援新制度の活用者数	熊本県立大学 322人 熊本農業大学校 23人 私立専門学校 985人	各学校所管課調べ
(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み	くまもと移住定住・UIJターン就職支援センター登録者におけるUIJターン就職者数	158人	
(3) 魅力的な地域づくり等	各地域の未来像の実現に向けた取組の件数	-	くまもと新時代共創総合戦略
(4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	子ども・若者総合相談センターで対応した相談延べ件数	1,201件	事業実績報告
	ひきこもり地域支援センターで対応した相談延べ件数	689人	ひきこもり地域支援センター調べ

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援 (1) 結婚支援	結婚支援に取り組む市町村数	36 市町村	熊本県子ども未来課調べ
(2) 不妊治療等の支援	女性相談センターにおける不妊に関する電話相談・情報提供数	115 件	事業実績報告
(3) 出産支援と産後等の支援	妊婦の歯科健診受診率	47.60%	第8次熊本県保健医療計画
	産後ケア利用率	0.5% (R3 年度)	第8次熊本県保健医療計画
4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援 (1) 子育てや教育に関する経済的負担への対応	多子世帯子育て支援事業の助成対象児童数	6,321 人	熊本県子ども未来課調べ
(2) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築	各発達段階における「親の学び」講座の実施率	就学前 55.1% 小学校 100% 中学校 100%	第4期熊本県教育振興基本計画
(3) 安心して働ける職場環境づくり等	よかボス企業登録数	1,052 社	熊本県子ども未来課調べ
	ブライト企業認定数	511 社	くまもと新時代共創総合戦略
	次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業数(熊本県)	34 社 (R6.8.26 時点)	熊本県子ども未来課調べ
	乳幼児健診において、「お子さんのお父さんは、育児をしていますか。」の設問に対し、「よくやっている」と答えた母親の割合	3・4 か月児 71.1% 1 歳 6 か月児 69.4% 3 歳児 65.7%	熊本県乳幼児健康診査
(4) ひとり親家庭への支援	地域の学習教室の開催個所数・生徒数・市町村数	199 箇所 1,202 人 34 市町村	熊本県子ども家庭福祉課調べ

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
5 特に支援が必要な子どもへの支援 (1) こどもの貧困対策	資格等取得に係る給付金受給者・講習会受講者数	86 人	熊本県子ども家庭福祉課調べ
	子どもの学習・生活支援事業の支援人数	326 人	社会福祉課調べ
(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	障害福祉サービス等の利用者数（障がい児）	10,710 人 (R4 年度)	くまもと障がい者プラン
	医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村数	17 市町村	熊本県障がい者支援課調べ
	小・中・高等学校及び特別支援学校教員が特別支援教育の専門性向上に資する研修を受講した割合	-	第4期熊本県教育振興基本計画
(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ア 児童虐待防止対策等の更なる強化	児童虐待相談対応件数	2,739 件	福祉行政報告例
イ 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援	里親等委託率	20.20%	社会的養育推進計画素案
ウ ヤングケアラーへの支援	熊本県ヤングケアラー相談支援センターにおける相談対応件数	163 件	事業実績報告
(4) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組み	「県警子ども見守り・訪問隊」による見守り活動の実施箇所数	379 か所 (R6.4～9)	事業実績報告
第4 子ども施策を推進するために必要な事項 1 子ども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映	意見聴取に参加した子ども・若者、子育て当事者等の当事者・関係者の延べ人数	-	熊本県子ども未来課調べ
	子育て施策に当事者・関係者の意見反映の取組みをしている市町村の割合	-	熊本県子ども未来課調べ

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
2 こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援	保育士再就職支援コーディネーター実績（求職者数／再就職者数）	16.80%	熊本県子ども未来課調べ
	幼稚園教員・保育士等の資質向上及び保育現場におけるリーダー的職員育成の研修の受講者数	5,689 人	熊本県子ども未来課調べ
	保育所等における給食担当者・栄養士の数	-	熊本県子ども未来課調べ
3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成	新たに地域福祉活動（五つ星プロジェクト+α）に取り組む団体数	48 団体	第4期熊本県地域福祉支援計画
	こどもの居場所の数（こども食堂）【再掲】	170 か所	くまもと新時代共創総合戦略
4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援 （1）子育てや教育に関する経済的負担への対応 その他のこども施策の共通の基盤となる取組み	こども家庭センターの整備 市町村数	0 市町村	熊本県子ども家庭福祉課調べ
5 施策の推進体制等	こども計画を策定している 市町村数	-	熊本県子ども未来課調べ

- 1 ※1 現状欄の数値は、特段の説明書きが無い場合は R5 年度時点のもの。
- 2 ※2 幼児期に遊びを通じて育まれてきた力を、各教科等における学習に円滑に接続するための小学校入学当初のカリキュラム。
- 3